

福岡県公報

平成十九年七月十三日
第二千七百二二号
増刊
①

目次

規則 (第五十七号・第五十八号)

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

(監査保護課) …………… 一

福岡県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

(障害者福祉課) …………… 一九

規則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年七月十三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十七号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和五十二年福岡県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「マッサージ」を「マッサージ」に、「きゆう」を「きゆう」

に改め、同条第三項第八号を削り、同項第九号中「精神病」を「精神疾患」に改め、同号を同項第八号とする。

第七条中「よつて」を「よつて」に改める。

第八条第二項中「行った」を「行った」に改める。

第十三条中「よつて」を「よつて」に、「とつた」を「とつた」に改める。

第十五条第一項中「休止」を「休止」に改める。

第十九条中「よつて」を「よつて」に改める。

第二十一条を第二十二条とし、第二十條の次に次の一條を加える。

(医療機関等の指定申請書等)

第二十一条 施行規則第十条第一項の規定による申請は、生活保護法指定

医療機関
助産師
施術者

指定申請書(様式第七十一号)によらなければならない。

2 施行規則第十条の二第一項の規定による申請は、生活保護法指定介護機関指定申請書(様式第七十二号)によらなければならない。

医療機関
介護機関
助産師
施術者

3 施行規則第十四条第二項第一号の規定による届出は、生活保護法指定

名称
所在地
その他

変更届書(様式第七十三号)によらなければならない。

4 施行規則第十四条第二項第二号の規定による事業の廃止又は休止の届出は、生活保

護法指定
医療機関
介護機関
助産師
施術者

届書(様式第七十四号)によらなければならない。

5 施行規則第十四条第二項第二号の規定による事業の再開の届出は、生活保護法指定

医療機関
介護機関
助産師
施術者

再開届書(様式第七十五号)によらなければならない。

6 施行規則第十四条第三項の規定による届出は、生活保護法指定

医療機関
介護機関
助産師
施術者

処分届

書(様式第七十六号)によらなければならない。

7 施行規則第十五条の規定による指定の辞退の届出は、生活保護法指定

医療機関
介護機関
助産師
施術者

指定辞退届書(様式第七十七号)によらなければならない。

附則第三項中「異った」を「異なった」に、「あつた」を「あつた」に改め、附則第四項中「纏つし」を「纏つし」に改める。

様式第三十号の四中「平成」を「平成」。

様式第三十号の四中「結」を「感」に改める。

様式第三十号の五中「平成」を「平成」。

他 法	介護保険法	ありなし	ありなし	ありなし	ありなし
	結核予防法第34条	ありなし	ありなし	ありなし	ありなし
	障害者自立支援法	ありなし	ありなし	ありなし	ありなし
	その他の				

を

他 法	介護保険法	ありなし	ありなし	ありなし	ありなし
	障害者自立支援法	ありなし	ありなし	ありなし	ありなし
	その他の				

を

改める。

様式第三十号の四中「もらつた」を「もらつた」に改める。

様式第三十号及び様式第三十五号の(表)中「申込み」を「申込み」に改める。

様式第三十六号の(表)中「申込み」を「申込み」に改め、同様の(欄)中「ちよう付」を「ちよう付」に改める。

様式第三十八号の四中「マツサージ」を「マツサージ」に、「せゆう」を「せゆう」に改める。

か月又は	日間	1月目	円	2月目	円	3月目	円
------	----	-----	---	-----	---	-----	---

(患者氏名) _____ について、上記のとおり給付を(1)要する(2)要しないと認めます。

保健福祉環境事務所長 殿

年 月 日

指定施術機関(施術者)の所在地及び名称

印

を

か月又は	日間	1月目	円	2月目	円	3月目	円
------	----	-----	---	-----	---	-----	---

往療が必要な場合その理由

(患者氏名)

_____ について、上記のとおり給付を(1)要する(2)要しないと認めます。

年 月 日

保健福祉環境事務所長 殿

指定施術機関(施術者)の所在地及び名称

印

改める。

様式第三十八号の四中「あつた」を「あつた」に改める。

様式第三十七号の「平成」を「平成」。

様式第三十号の四中「申込み」を「申込み」に改める。

様式第三十号の四中「申込み」を「申込み」に改める。

様式第三十号の(表)中「当たつて」を「当たつて」に改め、同様の(欄)中「あつた」を「あつた」に、「よつて」を「よつて」に改める。

様式第三十号の(表)中「当たつて」を「当たつて」に改め、同様の(欄)中「従つて」を「従つて」に、「よつて」を「よつて」に改める。

様式第三十号の(表)中「よつて」を「よつて」に改め、同様の(欄)中「よつて」を「よつて」に改める。

様式第三十号の(表)中「よつて」を「よつて」に改め、同様の(欄)中「よつて」を「よつて」に改める。

様式第三十号の(表)中「よつて」を「よつて」に改め、同様の(欄)中「よつて」を「よつて」に改める。

様式第三十号の(表)中「よつて」を「よつて」に改め、同様の(欄)中「よつて」を「よつて」に改める。

様式第三十号の(表)中「よつて」を「よつて」に改め、同様の(欄)中「よつて」を「よつて」に改める。

様式第三十号の(表)中「よつて」を「よつて」に改め、同様の(欄)中「よつて」を「よつて」に改める。

様式第三十号の(表)中「よつて」を「よつて」に改め、同様の(欄)中「よつて」を「よつて」に改める。

様式第二十八号 削除

様式第三十号の(表)中「精神病」を「精神疾患」に改める。

本庁技術吏員の意見

審議会の判定

本庁医系職員の見解

--	--

改め、同様式の(裏)中「あつて」を「あつて」に、「至つた」を「至つた」に改める。

様式第三十号及び様式第三十一号中「あつた」を「あつた」に、「知つた」を「知つた」に改める。

様式第三十一号中「行つた」を「行つた」に、「あつた」を「あつた」に、「知つた」を「知つた」に改める。

様式第三十三号中「もつて」を「もつて」に、「あつた」を「あつた」に、「知つた」を「知つた」に改める。

様式第三十四号中「行つた」を「行つた」に改める。

様式第三十五号中の「当該職員」を「当該職員」に改める。

様式第三十六号中の「あつた」を「あつた」に改める。

様式第三十八号中の「あつた」を「あつた」に、「なつて」を「なつて」に改める。

様式第五十号中「指導員」を「生活指導員」に、「寮母」を「介護職員」に、「看護士」を「看護師」に、「栄養士」を「准看護師」に、「介助員」を「栄養士」に改める。

様式第三十四号中「あつた」を「あつた」に改める。

様式第六十二号及び様式第六十一号中の「よつて」を「よつて」に、「あつた」を「あつた」に、「知つた」を「知つた」に改める。

様式第六十三号中「もつて」を「もつて」に改める。

様式第六十七号中「あつた」を「あつた」に、「知つた」を「知つた」に改める。

様式第六十八号及び様式第六十八号中の「あつた」を「あつた」に、「知つた」を「知つた」に、「行つた」を「行つた」に改める。

様式第六十号中「先立つて行つた」を「先立つて行つた」に、「なつた」を「なつた」に改め、同様式の次に次の七様式を加える。

様式第71号 (第21条)

(表)

生活保護法指定 ※ 〔 医療機関
助産師
施術者 〕 指定申請書

生活保護法第49条(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

フリガナ 名 称			
フリガナ 所 在 地			電話番号
管理者氏名			医療機関等コード
診療科名 (業務の種類)			
施術所に勤務する施術者の 担当科名等及び氏名	担当科名等	氏 名	
健康保険法による指定	有・無	年 月 日指定	
感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関 する法律による指定	有・無	年 月 日指定	
介護保険法による指定 (訪問看護又は介護予防 訪問看護)	—	年 月 日指定	

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所

申請者 氏 名 ①

(裏)

注意事項

- 1 この書類は、所在地又は住所地を管轄する保健福祉環境事務所を經由して提出してください。
- 2 医師、歯科医師、助産師又は施術者が申請する場合には、免許証の写しを添付してください。
- 3 貴機関等が指定された場合には、福岡県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

記載要領

- 1 病院、診療所又は薬局が申請する場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が申請する場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者が申請する場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
「施術所に勤務する施術者の担当科名等及び氏名」の欄は、施術者が申請する場合にのみ記載してください。この場合の「担当科名等」には、「柔道整復」、「あん摩」等と記載してください。
- 2 ※印のところは、不要なものを———で消してください。
- 3 「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 4 「管理者氏名」は、医療法等により届出等を行った管理者の氏名を記載してください。
- 5 「医療機関等コード」は、医療機関コード、訪問看護ステーション等コード又は薬局コードを記載してください。
- 6 「診療科名」は、医療法第70条第1項に掲げられたものとし、複数ある場合は同項の記載の順序に従ってください。また、「業務の種類」は、「指定訪問看護」、「指定居宅サービス(訪問看護)」、「指定介護予防サービス(介護予防訪問看護)」、「薬局」、「あん摩」等と記載してください。
- 7 「健康保険法による指定」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定」は、有無いずれかを○で囲ってください。
- 8 申請者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

様式第72号 (第21条)

(表)
生活保護法指定介護(予防サービス)機関指定申請書

生活保護法第54条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

ふりがな 名 称					
所在地		〒□□□-□□□□			
連絡先		電話番号	-	-	FAX番号
管理者氏名					
医療機関コード等					
施設又は実施する事業の種類		今回指定申請 事業(○印)	事業等開始 (予定)年月日	介護保険法による指定 年月日(又は申請中)	生活保護法による既 指定年月日
居 宅 介 護	訪問介護				
	訪問入浴介護				
	訪問看護				
	訪問リハビリテーション				
	居宅療養管理指導				
	通所介護				
	通所リハビリテーション				
	短期入所生活介護				
	短期入所療養介護				
	特定施設入居者生活介護				
	福祉用具貸与				
	夜間対応型訪問介護				
	認知症対応型通所介護				
	小規模多機能型居宅介護				
	認知症対応型共同生活介護				
地域密着型特定施設入居者生活介護					
介 護 施 設	地域密着型介護老人福祉施設入所者介護				
	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護療養型医療施設				
介 護 予 防	介護予防訪問介護				
	介護予防訪問入浴介護				
	介護予防訪問看護				
	介護予防訪問リハビリテーション				
	介護予防居宅療養管理指導				
	介護予防通所介護				
	介護予防通所リハビリテーション				
	介護予防短期入所生活介護				
	介護予防短期入所療養介護				
	介護予防特定施設入居者生活介護				
	介護予防福祉用具貸与				
	介護予防認知症対応型通所介護				
用 福 具 社	特定福祉用具販売				
	特定介護予防福祉用具販売				
居宅介護支援事業					
介護予防支援(地域包括支援センター)					
職員配置の状況		別紙に記載のこと			
利用定員等					
サービス費用基準額以外に必要な利用料の額					
介護保険事業者番号(介護保険申請中は記載不要)					

年 月 日

福岡県知事 殿

住所
申請者 氏名



(裏)

注意事項

- 1 この書類は、事業所の所在地を管轄する保健福祉環境事務所を経由して知事に提出してください。
- 2 貴機関等が指定された場合には、福岡県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

記載要領

- 1 介護保険法による開設許可又は指定を受けた事業所（介護保険事業所番号）ごとに記載してください。
 - ・ 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が申請する場合には、その施設について記載してください。
 - ・ その他の場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 2 「名称」欄は、略称等を用いることなく、介護保険法による開設許可又は指定を受けた正式な名称を用いて記載してください。
- 3 「管理者氏名」欄は、介護保険法の規定に基づき配置した管理者の氏名を記載してください。
- 4 保険医療機関、保険薬局又は訪問看護ステーション等として既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを記載する場合、記載欄が不足するときは適宜様式を補正してそのすべてを記載してください。
- 5 「施設又は実施する事業の種類」欄は、今回申請する事業について、該当する欄にすべて「○」を記載してください。なお、介護老人福祉施設については、「みなし」と記載してください。
- 6 「介護保険法による指定年月日」欄は、該当する欄に介護保険法の指定又は開設許可を受けた年月日を記載してください。申請中の場合は、「申請中」と記載してください。

なお、介護保険法施行法等の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては「12.4.1」と記載し、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則の規定に基づき指定があったとみなされたものについては「18.4.1」と記載してください。
- 7 「生活保護法による既指定年月日」欄は、既に本法による指定を受けている事業等につき、その指定を受けた年月日を記載してください。
- 8 「事業等開始（予定）年月日」欄は、生活保護受給者に対するサービス提供を開始した年月日（開始予定年月日）を記載してください。
- 9 「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」欄は、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の場合に限り、サービス費用基準額以外に必要な利用料の額及び入居一時金について記載するとともに、当該利用料及び入居一時金の額が明確に記載されたパンフレット等の資料を添付してください。
- 10 申請者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

様式第72号 別紙 (第21条)

実施する事業等の種類	職員配置の状況				利用員 利定等	サービス費用基準額以外 に必要な利用料の額
	職種	常勤 専従	兼務	非常勤 専従		
居宅介護	(介護予防)訪問介護	訪問介護員等				
	(介護予防)訪問入浴介護	看護職員				
		介護職員				
	(介護予防)訪問看護	看護職員				
	(介護予防)訪問リハビリテーション	理学・作業療法士				
		理学・作業療法士				
	(介護予防)居宅療養管理指導	医師				
		歯科医師				
		薬剤師				
		歯科衛生士				
管理栄養士						
(介護予防)通所介護	生活相談員					
	看護職員					
	介護職員					
	機能訓練指導員					
(介護予防)通所リハビリテーション	医師					
	理学・作業療法士					
	言語聴覚士					
	看護職員					
	介護職員					
(介護予防)短期入所生活介護	医師					
	生活相談員					
	看護職員					
	介護職員					
	栄養士					
	機能訓練指導員					
	その他					
(介護予防)短期入所療養介護	医師					
	薬剤師					
	看護職員					
	介護職員					
	支援相談員					
	作業療法士					
	理学療法士					
	栄養士					
	精神保健福祉士等					
	その他					
(介護予防)特定施設入居者生活介護	生活相談員					
	看護職員					
	介護職員					
	機能訓練指導員					
	計画作成担当者					
(介護予防)福祉用具貸与	専門相談員					
夜間対応型訪問介護	オペレーター					
認知症対応型通所介護	訪問介護員					
	生活相談員					
	看護職員					
	介護職員					
小規模多機能型居宅介護	機能訓練指導員					
	介護支援専門員					
	従業者					
	看護職員					
	介護職員					
認知症対応型共同生活介護	介護従事者					
	介護従事者					
	計画作成担当者					
地域密着型介護老人福祉施設入所者介護	医師					
	看護職員					
	介護職員					
	その他職員					
介護老人福祉施設	医師					
	看護職員					
	介護職員					
	生活相談員					
	栄養士					
	機能訓練指導員					
介護老人保健施設	介護支援専門員					
	医師					
	薬剤師					
	看護職員					
	介護職員					
	理学療法士					
	作業療法士					
介護療養型医療施設	栄養士					
	看護職員					
	介護職員					
	理学療法士					
	作業療法士					
	栄養士					
	支援相談員					
	介護支援専門員					
	医師					
	薬剤師					
特定(介護予防)福祉用具販売	専門相談員					
居宅介護(介護予防)支援	介護支援専門員					

様式第73号 (第21条)

(表)

生活保護法指定 ※ 医療機関
介護機関
助産師
施術者 ※ 名称
所在地
その他 変更届書

次のとおり変更しましたので届け出ます。

指定 医療 機関 等	生活保護法指定番号		医療機関等 コード	
	名称 (氏名)			
	所在地 (住所)	電話 () -		
変 更 事 項	旧			
	新			
変 更 年 月 日		年 月 日		

年 月 日

福岡県知事 殿

住所
届出者
氏名

㊞

(裏)

注意事項

- 1 この書類は、所在地又は住所地を管轄する保健福祉環境事務所を經由して提出してください。
- 2 この書類は、医療機関等の名称（氏名）又は所在地（住所）に変更があったとき、所要事項を記載して提出してください。

なお、所在地の変更により医療機関コードが変わる場合等は、「変更」の取扱いでなく、「廃止」及び「指定申請」の取扱いとなりますので、詳しくは係員にお尋ねください。

記載要領

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 3 ※印のところは、不要なものを——で消してください。
- 4 指定医療機関等の「生活保護法指定番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
- 5 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 6 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

様式第74号 (第21条)

(表)

生活保護法指定

※ [医療機関
介護機関
助産師
施術者] ※ [休 止
廢 止] 届書

次のとおり※休止・廃止しましたので届け出ます。

指定 医療 機関 等	生活保護法指定番号		医療機関等 コード	
	名 称 (氏名)			
	所在地 (住所)	電話 () -		
※ 休 止・廃 止 年 月 日		年 月 日		
※ 休 止・廃 止 の 理 由				
再開の見通し (休止の場合)				

年 月 日

福岡県知事 殿

住所
届出者
氏名

印

(裏)

注意事項

- 1 この書類は、所在地又は住所地を管轄する保健福祉環境事務所を経由して提出してください。
- 2 この書類は、医療機関等が休止され、又は、廃止された場合に速やかに提出してください。
- 3 休止の場合には、再開後速やかに再開届書を提出してください。

記載要領

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 3 ※印のところは、不要なものを——で消してください。
- 4 指定医療機関等の「生活保護法指定番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
- 5 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 6 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

様式第75号 (第21条)

(表)

※ { 医療機関
介護機関
助産師
施術者 }

生活保護法指定 再開届書

次のとおり再開しましたので届け出ます。

指定 医療 機関 等	生活保護法指定番号		医療機関等 コード	
	名 称 (氏名)			
	所在地 (住所)			
休 止 年 月 日		年 月 日		
再 開 年 月 日		年 月 日		
再 開 の 理 由				

年 月 日

福岡県知事 殿

住所

届出者

氏名

⑩

(裏)

注意事項

- 1 この書類は、所在地又は住所地を管轄する保健福祉環境事務所を經由して提出してください。
- 2 この書類は、医療機関等の再開後速やかに提出してください。

記載要領

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 3 ※印のところは、不要なものを――で消してください。
- 4 指定医療機関等の「生活保護法指定番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
- 5 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 6 「休止年月日」には休止届書に記載した休止年月日を、「再開年月日」には再開した年月日をそれぞれ記載してください。
- 7 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

様式第76号 (第21条)

(表)

※ { 医療機関
介護機関
助産師
施術者 }

生活保護法指定 処分届書

次のとおり届け出ます。

指定 医療 機関 等	生活保護法指定番号		医療機関等 コード	
	名称 (氏名)			
	所在地 (住所)			
処分の種類及びその年月日				

年 月 日

福岡県知事 殿

住所

届出者

氏名

⑩

(裏)

注意事項

- 1 この書類は、所在地又は住所地を管轄する保健福祉環境事務所を經由して提出してください。
- 2 この書類は、次の場合に速やかに提出してください。
 - (1) 病院、診療所、指定訪問看護事業者等又は薬局が処分を受けた場合
 - (2) 医師、歯科医師、助産師又は施術者が処分を受けた場合
 - (3) 助産師又は施術者が開設する助産所又は施術所が処分を受けた場合
 - (4) 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が処分を受けた場合

記載要領

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。医師又は歯科医師が届け出る場合には、本人について記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、本人又はその開設する助産所若しくは施術所について記載してください。
- 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 3 ※印のところは、不要なものを――で消してください。
- 4 指定医療機関等の「生活保護法指定番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
- 5 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 6 「処分の種類及びその年月日」は、生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分及びその処分を受けた年月日を記載してください。
- 7 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

様式第77号 (第21条)

(表)

※ { 医療機関
介護機関
助産師
施術者 }

生活保護法指定指定辞退届書

次のとおり生活保護法による指定を辞退します。

指 定 医 療 機 関 等	生活保護法指定番号		医療機関等 コード	
	名称 (氏名)			
	所在地 (住所)			
辞 退 年 月 日		電 話 () - 年 月 日		

年 月 日

福岡県知事 殿

住所

届出者

氏名

㊞

(裏)

注 意 事 項

- 1 この書類は、所在地又は住所地を管轄する保健福祉環境事務所を經由して提出してください。
- 2 この書類は、指定を辞退しようとする日の30日前までに提出してください。

記 載 要 領

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産所又は施術所を開設している助産所又は施術所を開設している施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 3 ※印のところは、不要なものを——で消してください。
- 4 指定医療機関等の「生活保護法指定番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
- 5 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 6 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の生活保護法施行細則の規定による様式の内紙は、なお当分の間、所要の修正をして使用することができる。

福岡県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年七月十三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十八号

福岡県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県福祉のまちづくり条例施行規則(平成十年福岡県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令(平成六年政令第三百十一号)第十三条第二項第六号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)第十八条第二項第六号」に改め、同条に次の四号を加える。

九 円滑な移動が確保された経路 公共用通路(公共輸送車両等の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設をいう。以下同じ。)と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するものをいう。

十 旅客搭乗橋 航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間に設けられる設備であって、当該乗降口に接続して旅客を航空旅客ターミナル施設から直接航空機に乗降させるためのものをいう。

十一 乗降用設備 旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備をいう。

十二 保安検査場 航空機の客室内への銃砲刀剣類等の持込みを防止するため、旅客

の身体及びその手荷物の検査を行う場所をいう。

第三条第一項中「掲げる施設」の下に「(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。)」を加える。

第四条第二号を次のように改める。

二 旅客施設 別表第五

第六条第一項中「届出は」の下に「、次の各号に掲げるものを除くほか」を加え、同項に次の各号を加える。

一 別表第一に掲げる特定まちづくり施設(建築基準法第二条第一号に規定する建築物に限る。)で、建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請を要しないもの

二 新築等の対象となつた部分に、適用すべき整備基準がないもの

第八条に次の一項を加える。

3 知事は、条例第十八条の届出をした者に対し、条例第十九条の規定による検査等の結果を、特定まちづくり施設完了検査結果通知書(様式第二号の二)により通知するものとする。

第九条から第十三条までを次のように改める。

(適合の状況の報告)

第九条 条例第二十條第一項の規定による特定まちづくり施設の整備基準に関する適合の状況の報告は、特定まちづくり施設適合状況報告書(様式第三号)に、第六条第二項各号に掲げる図書を添えて行うものとする。

(指導及び勧告)

第十条 知事は、条例第十七條第二項、第十九條第二項、第二十條第二項、第二十一條第三項又は第二十五條第三項の規定による指導を書面によって行う場合は、指導書(様式第三号の二)によるものとする。

2 知事は、条例第二十二條の規定による勧告を行う場合は、勧告書(様式第三号の三)によるものとする。

(証明書)

第十一条 条例第二十一条第二項（条例第二十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する証明書は、様式第四号による証明書とする。
（公表できる事項）

第十二条 条例第二十三条第一項により公表する事項は、次に掲げるものとする。

一 勧告を受けた者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

二 勧告を受けた特定まちづくり施設の名称及び所在地

三 勧告の内容

四 その他知事が必要と認める事項

2 条例第二十三条第一項の規定による公表は、福岡県公報への登載により行うものとする。

（適合証等）

第十三条 条例第二十四条第一項第一号に規定する適合証の交付の請求は、まちづくり施設適合証交付請求書（様式第五号）によるものとし、第六条第二項各号に掲げる図書を添えて行うものとする。

2 適合証の様式その他必要な事項は、知事が別に定める。

第十四条中「第二十六条第二項」を「第二十七条第二項」に、「第十条」を「第七条」に改め、同条を第十五条とし、同条の前に次の一条を加える。

（国等）

第十四条 条例第二十七条第一項の規則で定める者は、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人とする。

別表第一のまちづくり施設の種別一等を次のように改める。

1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設その他これに類する施設として別に定めるもの

民衆線（のまがへ）の建設の種別四等中「鉄道駅舎、軌道の停留所」や「鉄道駅、軌道停留所」に、「公共輸送車両等の」や「公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の」に、回覧線五等中「地下街」の次に、「公共用歩廊」を加え、回覧線十等中「介護老人保健施設」を追加。

民衆線（線川側）中「駐車場法第12条の規定により届出が必要な駐車場」を追加、「

1,000平方メートル以上のもの」や「500平方メートル以上のものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの（別表第1で定める特定まちづくり施設の駐車場に該当するものを除く。）」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第3（第3条第2項関係）

公共輸送車両等

区分	車両等
鉄道車両・軌道車両	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両及び軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両
バス車両	道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車（同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものに限る。）
船舶	海上運送法（昭和24年法律第187号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。）を営む者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶
航空機	航空法（昭和27年法律第231号）による本邦航空運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機

民衆線四種雑物（網製雑物）の種別一等中「駐車場へ通ずる出入口」や「車いす使用者用駐車施設のある駐車場へ通ずる出入口（以下「直接地上へ通ずる出入口等」という。）」に、回覧線（中）中「別表第1のまちづくり施設の欄中第1号の施設にあつては、専らその施設を利用する高齢者、障害者等を、学校のうち盲学校、聾学校及び養護学校にあつては、専らその施設を利用する障害者等を含む。以下同じ。」や「主として高齢者、障害者等が利用する施設にあつては、専ら当該施設を利用する高齢者、障害者等を含む。以下同じ。」に、回覧線（通ずる出入口）の次に「等」を追加、回覧線（中）中「建築物の直接地上へ通ずる出入口」の次に「等」を追加、「ものは、この限りでない」や「ものについては、第3号から第5号までの規定は、適用しない」に、回覧線（中）中「直接地上又は駐車場へ通ずる出入口」や「直接地上へ通ずる出

(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場を除く。)の1以上の「**ロ** 車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保されていること。」
 ハ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 ニ 出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 ホ 床面は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。

9 浴室等
 不特定かつ多数の者が利用する浴室等には、1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)を前項第4号に定める構造とすること。

18 点滅型誘導灯等
 別表第1に掲げるまちづくり施設(学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場を除く。)において、誘導灯、自動火災報知設備等を設ける場合には、当該設置場所のうち、聴覚障害者又は視覚障害者の避難に必要と認められる場所に、光等による非常警報装置並びに点滅機能及び音声誘導機能のある誘導灯を設けること。

別表第5(第4条関係)旅客施設(整備基準)

整備箇所	整備基準
1 円滑な移動が確保された経路	<p>円滑な移動が確保された経路は、次に定めるところによること。</p> <p>乗降場ごとに1以上設けること。</p> <p>床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難な場合は、エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもの)をもってこれにかえることができる。</p> <p>旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路(第6号の基準に適合するものに限る。)又</p>

8 車いす使用者用客室
 別表第1のまちづくり施設の欄中第11号の施設には、客室の総数が200以下の場合にはその数の2パーセント以上、客室の総数が200を超える場合はその総数の1パーセントに2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用できる次に定める構造の客室を設けること。

- 一 出入口は、次に定める構造とすること。
- イ 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。
- ロ 戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるような十分な空間が確保されていること。
- 三 便所は、第5項第1号ロ及びハに定める構造とすることとし、客室内に便所を設置しない場合は、当該客室を福祉型便房のある便所に近接した位置に設けること。
- 四 浴室等は、次に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が設けられている場合は、この限りでない。
- イ 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。

はエレベーター（第7号の基準に適合するものに限る。）を利用して常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前号の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

四 円滑な移動が確保された経路と公共用通路の出入口は、次に定めることによること。

イ 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

ロ 直接屋外へ通ずる場合は、出入口が雨にぬれないよう屋根又は次に定めるひさしを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(1) 傾斜路がある場合は、傾斜路がぬれないような大きさにすること。

(2) 自動車からの乗降の際にぬれないような大きさにすること。

ハ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合することであること。

(1) 幅は、90センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

ニ 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

五 円滑な移動が確保された経路を構成する通路は、次に定めるところによること。

イ 有効幅員は、140センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。

ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合することであること。

(1) 幅は、90センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

ハ 照明設備を設けること。

六 円滑な移動が確保された経路を構成する傾斜路は、次に定めるところによること。

イ 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

ロ 粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ハ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には注意喚起用床材を敷設すること。ただし、傾斜路の上端に近接する踊場の部分が主として自動車の駐車のために供する施設の場合又は傾斜路と連続して手すりを設ける場合は、この限りでない。

ニ 勾配は、屋内にあっては12分の1以下、屋外にあっては20分の1以下とすること。

ホ 高さが75センチメートルを超える屋内の傾斜路にあっては高さ75センチメートル以内ごとに、高さが80センチメートルを超える屋外の傾斜路にあっては高さ80センチメートル以内ごとに、路幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

ヘ 両側に手すりを設け、傾斜路の両端からそれぞれ50センチメートル以上の水平部分を設けること。

ト 両側に側壁又は10センチメートル程度の立上りを設けること。

七 円滑な移動が確保された経路を構成するエレベーターは、次に定めるところによること。

イ かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル以上とすること。

ロ かこの内法は、幅140センチメートル以上、奥行き135センチメートル以上とし、車いすの転回に支障がない平面形状とすること。ただし、かこの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。

ハ かご内に、利用者の背後にある出入口が確認できるよう鏡を設けること。ただし、口ただし書に規定する構造のかごを設けるエレベーターであって、鏡による背後確認を要しないものにあつては、この限りでない。

ニ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご

内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。

ホ かごの正面及び両側面の壁面に手すりを設けること。ただし、八ただし書に規定する構造のかごを設けるエレベーターにあつては、この限りでない。

ヘ かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。

ト かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備が設けられていること。

チ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。

リ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。

ヌ かご内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字が貼り付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造となつていこと。

ル 乗降ロビーは高低差がないものとし、幅及び奥行きは、それぞれ内法180センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、それぞれ内法150センチメートル以上とすることができる。

ヲ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

ウ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合は、当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。

エ 円滑な移動が確保された経路を構成するエスカレーターは、次に定めるところによること。ただし、ト及びチについては、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

イ 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。

ロ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ハ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。

ニ 踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。

2 通路	<p>ホ くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものであること。</p> <p>ヘ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。</p> <p>ト 幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>チ 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができ構造であり、かつ、車止めが設けられていること。</p> <p>通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>二 段を設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。</p> <p>ロ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。</p>
3 傾斜路	<p>傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。以下この項において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>一 手すりが両側に設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>三 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。</p> <p>四 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
4 エスカレーター	<p>エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。</p>
5 階段	<p>階段（踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>一 けあげの寸法は16センチメートル以下、踏面の寸法は30センチメートル以上、けこみの寸法は2センチメートル以下とし、同一階段では、けあげ、踏面及びけこみの寸法を一定とすること。</p>

<p>6 視覚障害者用床材</p>	<p>二 手すりを両側に設け、かつ、幅員が4メートルを超える場合には中間にも手すりを設けるとともに、階段の両端からそれぞれ50センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>三 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。</p> <p>四 回り段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>五 踏面の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>六 踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。</p> <p>七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。</p> <p>八 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>九 照明設備が設けられていること。</p> <p>視覚障害者用床材は、次に定めるところによること。</p> <p>一 色は、原則として黄色とすること。ただし、これによりがたい場合には、周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とすること。</p> <p>二 大きさは、縦30センチメートル、横30センチメートルとし、形状は、JIS T9251に適合するものを標準とすること。</p> <p>三 以下の施設には、視覚障害者用床材を設けること。ただし、旅客船ターミナルにおいては、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所については、敷設しないことができる。</p> <p>イ 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するもの。この場合、誘導用床材にかえて音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けることができる。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>ロ イの規定により誘導用床材が敷設された通路等と第1項第7号ルの基準に適合する乗降口ピラーに設ける操作盤、次項第4号の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口並びに第9項の基準に適合する乗車券等販売所及び案内所との間の経路を構成する通路等。ただし、イただし書に規</p>
<p>7 案内設備</p>	<p>定する場合は、この限りでない。</p> <p>八 階段、傾斜路並びにエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等</p> <p>案内設備は、次に定めるところによること。</p> <p>一 車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>二 エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は次号に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示するJIS Z82101に適合する標識を設けること。</p> <p>三 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入口又は改札口。以下本項において同じ。）の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第1項第3号前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同号前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この項において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を備えること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に確認できる場合は、この限りでない。</p> <p>四 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>五 公共用通路に直接通ずる出入口の付近に、周辺の施設等の案内を行う誘導案内板を設けること。</p> <p>六 前号の誘導案内板は、明確で分かりやすい表示とし、視覚障害者に配慮して点字案内板、触知案内板等を設けること。</p>
<p>8 便所</p>	<p>便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>一 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限り。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。</p> <p>二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>三 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。</p> <p>四 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。</p> <p>五 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第1号から前号まで</p>

- に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- イ 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- ロ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。
- 六 前号イの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 円滑な移動が確保された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、第1項5号に定める基準に適合するものであること。
 - ロ 出入口の幅は、80センチメートル以上であること。
 - ハ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。
 - ニ 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。
 - ホ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (1) 幅は、80センチメートル以上であること。
 - (2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
 - (3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- 七 第5号イの便房は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - ロ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。
 - ハ 腰掛便座及び手すり が設けられていること。
 - ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。
 - ハ 第6号ロ及びホの規定は、第7号の便房について準用する。
 - 九 第6号イから八まで、ホ及び第7号ロからニまでの規定は、第5号ロの便所について準用する。この場合において、第7号ロ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

<p>9 乗車券等販売所、待合所及び案内所</p>	<p>乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 円滑な移動が確保された経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち1以上は、第1項5号に掲げる基準に適合するものであること。 二 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 幅は、80センチメートル以上であること。 ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 幅は、80センチメートル以上であること。 (2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 三 カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出で対応できる構造である場合は、この限りでない。 四 前号の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。 五 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えること。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。 六 券売機を設ける場合は、金銭投入口の高さは、130センチメートル程度とし、運賃等を点字で表示すること。
<p>10 鉄道駅、軌道停留場</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 改札口は、次に定めるところによること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 ロ 鉄道駅において自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を容易に識別することができる方法で表示すること。 二 プラットホーム（軌道停留場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、ニ及びホの規定は、ホームドア又は可動式ホームさくが設けられたプラットホームには、適用しない。 イ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客乗降口の床面の縁

11 バスターミナル	<p>端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものであること。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対してこれを警告するための設備を設けること。</p> <p>ロ プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らであること。</p> <p>ハ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が1以上備えられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 排水のための横断勾配は、1パーセントが標準であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ホ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>ヘ 発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあつては、ホームドア又は可動式ホームさく（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあつては、点状フロツクその他の視覚障害者の転落を防止するための設備）が設けられていること。</p> <p>ト へに掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあつては、ホームドア、可動式ホームさく、点状フロツクその他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>チ プラットホームの線路側以外の縁端には注意喚起用床材を敷設し、両端には高さ110センチメートルから150センチメートル程度の転落防止のためのさくを設けること。</p> <p>チ 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>リ 照明設備が設けられていること。</p> <p>ヌ ベンチ等利用者の休憩用の施設を設けること。</p> <p>乗降場は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>二 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバスター車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下「バスター車両用場所」という。）に接する部分には、さく、点状フロツクその他の視覚障害者のバ</p>
------------	--

12 旅客船ターミナル	<p>又車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>三 当該乗降場に接して停留するバスター車両に車いす使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。</p> <p>乗降用設備を設置する場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。</p> <p>ロ 幅は、90センチメートル以上であること。</p> <p>ハ 手すりが設けられていること。</p> <p>ニ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>ニ 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、さく、点状フロツクその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>保安検査場において門型の金属探知機を設置して検査を行う場合は、当該保安検査場内に、車いす使用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための通路を別に設けること。</p> <p>二 前号の通路の幅は、90センチメートル以上であること。</p> <p>三 保安検査場の通路に設けられる戸については、第1項第5号ロ⁽²⁾の規定は適用しない。</p> <p>四 保安検査場には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えること。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該保安検査場に表示するものとする。</p> <p>五 旅客搭乗橋は、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、ハ及びニについては、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 幅は、90センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が1以上備えられていること。</p> <p>ハ 勾配は、12分の1以下であること。</p> <p>ニ 手すりが設けられていること。</p> <p>ホ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>六 旅客搭乗橋については、第11項の規定にかかわらず、視覚障害者誘導用フロツクを敷設しないことができる。</p> <p>七 各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上は、幅が80センチ</p>
13 航空旅客ターミナル施設	

14 その他の施設	チャーター以上であること。
	本表の整備箇所欄に定めのない施設であって、別表第4の整備箇所欄に定めのある施設（望ましい基準を含む。）については、同表の基準を適用する。

道路線長規整（線形規整）の線形一貫地すべり幅や次のものによる。

ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第21項に規定する重点整備地区においては、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号。以下「道路移動等円滑化基準」という。）に定めるところによること。

道路線長規整（線形規整）の線形一貫地すべり幅や次のものによる。

三 歩道等面における勾配は、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合を除き、車いす等の安全な通行を考慮して以下を標準とする。

イ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。（ただし、沿道の状況によりやむを得ない場合には、8パーセント以下とすることができる。

ロ 横断勾配は、2パーセント以下とすること。また、平坦で滑りにくく水はけのよい仕上げとすること。

ハ 縦断勾配を設ける箇所には、横断勾配は設けない。

道路線長規整（線形規整）の線形一貫地すべり幅や次のものによる。

六 駅前広場等の横断者が多い場所には、必要に応じ、道路移動等円滑化基準に定める構造のエレベーター又は傾斜路を設けること。

道路線長規整（線形規整）の線形一貫地すべり幅や次のものによる。

る。

三 歩道等面における勾配は、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合を除き、車いす等の安全な通行を考慮して以下を標準とする。

イ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況によりやむを得ない場合には、8パーセント以下とすることができる。

ロ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。また、雨水を地下に円滑に浸透させることが出来る構造とし、平坦で滑りにくく水はけのよい仕上げとすること。

ハ 縦断勾配を設ける箇所には、横断勾配は設けない。

道路線長規整（線形規整）の線形一貫地すべり幅や次のものによる。

七 必要に応じ、道路移動等円滑化基準に定める構造のエスカレーターを設置すること。

6 乗車場	バス、タクシー乗り場等は、高齢者、障害者等に配慮した構造とすること。
7 案内表示	案内表示は、高齢者、障害者等が見やすく理解しやすいように設置位置、文字の大きさ、色等に配慮すること。
8 視覚障害者用信号機	信号機により交通整理の行われている交差点又は横断歩道において、視覚障害者の横断の安全を確保する必要がある場合は、視覚障害者用信号機の設置に努めること。

道路線長規整（線形規整）の線形一貫地すべり幅や次のものによる。

二 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず段を設ける場合は、第4項第2号に規定する構造の傾斜路を併設すること。

道路線長規整（線形規整）の線形一貫地すべり幅や次のものによる。

線100センチメートルとする。

一 有効幅員は、次に定めるところによること。

イ 原則として180センチメートル以上とすること。

ロ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、幅を120センチメートル以上とすることができる。この場合において、主要動線の園路については、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けること。

四 取付高さは、大人用80センチメートル、子供用60センチメートルを標準とすること。

五 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。

六 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

七 階段の両端には、120センチメートル以上水平な部分を設けること。

八 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

一 主要動線に階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他特別の理由により傾斜路を設けることが困難な場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適したものをもってこれに代えることができる。

二 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。

イ 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

ロ 縦断勾配は、次に定めるところによること。

(1) 原則として4パーセント以下とし、高さが75センチメートルを超える場合は、高さが75センチメートル以内ごとに階幅150センチメートル以上の水平部分を設けること。

(2) 4パーセントを超える場合は、斜路の両端からそれぞれ50センチメートル以上の水平部分を設けること。

(3) 最大縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ハ 横断勾配は設けないこと。

ニ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

ホ 両側に前項第4号に規定する構造の手すりを設け、方向の変わる場合でも途切れさせないこと。

ヘ 両側に立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

5 視覚障害者用床材等
高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者用床材その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けることとし、視覚障害者用床材は、次に定めるところによること。

一 色は、原則として黄色とすること。ただし、これによりがたい場合は、周囲の部分の色と明度差の大きい色とすること。
二 大きさは、縦30センチメートル、横30センチメートルとし、形状は、JIS T 9251に適合するものを標準とすること。

6 野外テニール
野外テニールは、車いす使用者等に配慮して、使用のため接近する方向の床に150センチメートル以上の水平部分を設け、可能な限

7 飲用水栓	<p>飲用水栓は、車いす使用者等に配慮して、次に定めるところによること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 使用のため接近する方向の床に奥行き150センチメートル以上、幅90センチメートル以上の水平部分を設け、可能な限り段差を設けないこと。 二 下部には、高さ65センチメートル以上の空間を確保すること。 三 飲み口の高さは、車いす使用者が腰掛けたまま使用できるように76センチメートルを標準とし、水栓は、使用しやすい位置及び構造とすること。
8 手洗場	<p>手洗いを設ける場合には、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとすること。</p>
9 駐車場	<p>不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けることとし、車いす使用者用駐車施設を設ける場合は、次に定めるところによること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該施設の位置は、公園の出入口又は建造物の間近であり、車の動線を横切らないところで、かつ、可能な限り勾配の少ないこととし、車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。 二 歩道や園地から支障なく出入りできること。 三 当該施設の寸法は、ドア及びトラックを全開でき、車いすと自動車との乗り換えが容易に行えるように幅350センチメートル、奥行き500センチメートル以上とすること。 四 当該施設の後部には、幅135センチメートル以上の安全路を設けること。
10 休憩所等	<p>公園の中に休憩所等の施設を設置する場合は、車いす使用者等の施設への接近性及び施設内での移動性に配慮して、配置、間取等の計画を行い、そのうち1以上は、以下の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 出入口は、次に定めるところによること。 イ 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、第4項第2号に規定する構造の傾斜路を併設すること。

	<p>る場合は、第4項第2号に規定する構造の傾斜路を併設すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ハ 戸を設ける場合は、幅は80センチメートル以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 ニ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出で対応できる構造である場合は、この限りでない。 三 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 四 不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第12項の基準に適合するものであること。
--	--

別表第七公園（整備基準）の表に次の六項を加える。

11 管理事務所	<p>公園の中に管理事務所を設ける場合は、前項第1号から第4号までの基準を満たすこと。</p>
12 便所	<p>公園には、必要に応じ、次に定める基準に適合する車いす使用者等に配慮した便所を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 便所及び便所の出入口は、以下の基準を満たすこと。 イ 有効幅員は、原則として90センチメートル以上とすること。 ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、第4項第2号に規定する構造の傾斜路を併設すること。 ハ 戸を設ける場合は、原則として幅90センチメートル以上の引き戸又は外開き戸とし、車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 ニ 便房の大きさは、車いす使用者の出入り及び転回が可能なものとし、間口200センチメートル、奥行き200センチメートルを標準とすること。 三 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。 四 便器その他の機器は、車いす使用者の動作上支障のないように配置すること。 五 大便器は洋式、小便器は手すり付ストール型とすること。 六 水洗器具は、容易に操作できるものとすること。 七 壁ぎわの高さ70センチメートルから80センチメートルの箇所に

- イ 取付高さは、大人用80センチメートル、子供用60センチメートルを標準とすること。
- ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
- 五 踏面は、降雨時においても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、踏面と段鼻の段差がないこと。
- 六 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
- 近畿県ヤ公園（別冊つご増集）の近畿県川原田の公園の図を参照。
- 七 階段の高端には、120センチメートル以上水平な部分を設けること。
- 八 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

4 傾斜路

- 一 主要動線に階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他特別の理由により傾斜路を設けることが困難な場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適したものをもってこれに代えることができる。
- 二 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。
- イ 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- ロ 縦断勾配は、次に定めるところによること。
- (1) 原則として4パーセント以下とし、高さが75センチメートルを超える場合は、高さが75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の水平部分を設けること。
- (2) 4パーセントを超える場合は、斜路の高端に180センチメートル以上の水平部分を設け、傾斜路の高端からそれぞれ50センチメートル以上の水平部分を設けること。
- (3) 最大縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
- ハ 横断勾配は設けないこと。
- ニ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。
- ホ 両側に前項第4号に規定する構造の手すりを設け、方向の変わる場合でも途切れさせないこと。
- ヘ 両側に立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面であ

る場合はこの限りでない。

5 視覚障害者用床材等

- 一 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者用床材その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けることとし、視覚障害者用床材は、次に定めるところによること。
- 一 色は、原則として黄色とすること。ただし、これによりがたい場合は、周囲の部分の色と明度差の大きい色とすること。
- 二 大きさは、縦30センチメートル、横30センチメートル、形状は、JIST9251に適合するものを標準とすること。

6 野外テーブル

- 野外テーブルは、車いす使用者等に配慮して、次に定めるところによること。
- 一 使用のため接近する方向の床に150センチメートル以上の水平部分を設け、可能な限り段差を設けないこと。
- 二 下部には、高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を確保すること。

7 飲用水栓

- 飲用水栓は、車いす使用者等に配慮して、次に定めるところによること。
- 一 使用のため接近する方向の床に奥行き150センチメートル以上、幅90センチメートル以上の水平部分を設け、可能な限り段差を設けないこと。
- 二 下部には、高さ65センチメートル以上の空間を確保すること。
- 三 飲み口の高さは、車いす使用者が腰掛けたまま使用できるように76センチメートルを標準とし、水栓は、使用しやすい位置及び構造とすること。

8 手洗場

手洗いを設ける場合には、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとする。

9 駐車場

- 不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けることとし、車いす使用者用駐車施設を設ける場合は、次に定めるところによること。
- 一 当該施設の位置は、公園の出入口又は建造物の間近であり、車の動線を横切らないところで、かつ、可能な限り勾配の少ないところとし、車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。
- 二 歩道や園地から支障なく出入りできること。

<p>10 休憩所等</p>	<p>三 当該施設の寸法は、ドア及びトラップを全開でき、車いす自動車との乗り換えが容易に行えるように幅350センチメートル、奥行き500センチメートル以上とすること。 四 当該施設の後部には、幅135センチメートル以上の安全路を設けること。</p> <p>公園の中に休憩所等の施設を設置する場合は、車いす使用者等の施設への接近性及び施設内での移動性に配慮して、配置、間取等の計画を行い、そのうち1以上は、以下の基準を満たすこと。 一 出入口は、次に定めるところによること。 イ 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、第4項第2号に規定する構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>ハ 戸を設ける場合は、幅は80センチメートル以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 ニ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。 三 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 四 不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第12項の基準に適合するものであること。</p>
<p>11 管理事務所</p>	<p>公園の中に管理事務所を設ける場合は、前項第1号から第4号の基準を満たすこと。</p>
<p>12 便所</p>	<p>公園には、必要に応じ、次に定める基準に適合する車いす使用者等に配慮した便所を設けること。 一 便所及び便房の出入口は、以下の基準を満たすこと。 イ 有効幅員は、原則として90センチメートル以上とすること。 ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、第4項第2号に規定する構造の傾斜路を併設すること。</p>
<p>13 案内表示</p>	<p>公園の出入口等には、必要に応じ、案内板を設けることとし、案内板は、以下の基準を満たすこと。 一 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。 二 当該案内表示に表示された内容が容易に識別できるものであること。 三 公園の出入口等のうち主要な箇所には、次に定める視覚障害者のための案内板を設けること。 イ 点字で表示するとともに、文字や記号を影り込んで表示すること。 ロ できるだけ大きな文字とし、色の対比を鮮明にすること。 ハ 必要に応じ、盲導鈴等を設けること。</p>
<p>14 屋根付き広場</p>	<p>公園に屋根付き広場を設ける場合は、そのうち1以上は、以下の基準を満たすこと。 一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、第4項第2号に規定する構造の傾斜路を併設すること。 二 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>

別表第十七公園（遊歩道）の表示に関する事項

15 野外劇場	<p>公園に野外劇場を設ける場合は、以下の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 出入口は、前項第1号に規定する構造とすること。 二 出入口と次号の車いす使用者用観覧スペース及び車いす使用者等に配慮した便所との間の経路を構成する通路は、以下の基準を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。 ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、第4項第2号に規定する構造の傾斜路を併設すること。 ハ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 ニ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。 ホ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 三 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設けることとし、車いす使用者用観覧スペースは、以下の基準を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 幅90センチメートル以上、奥行き120センチメートル以上であること。 ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
16 野外音楽堂	<p>前項の規定は、野外音楽堂について準用する。</p>

図解第八号(観覧観劇) 図解第八号(観覧観劇) 出入口までの通路は、高齢者、障害者等に配慮した構造とすること。また「次号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること」は、図解第八号(観覧観劇)を参照。

四 当該施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。)にすること。

五 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設

<p>する場合は、この限りでない。</p> <p>六 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>七 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 幅は、120センチメートル以上とすること。 ロ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。 ハ 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 ロ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 ハ 高さが75センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さが75センチメートル以内に踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 ニ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 <p>図解第九号(手すり) 図解第九号(手すり)</p> <p>別表第10(その2) 旅客施設</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 1167 539 1391">図面の種類</th> <th data-bbox="491 1391 539 2051">明示すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1167 491 1391">付近見取図</td> <td data-bbox="448 1391 491 2051">方位、道路及び目標となる地物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1167 448 1391">配置図</td> <td data-bbox="209 1391 448 2051">縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、円滑な移動が確保された経路、当該旅客施設及び円滑な移動が確保された経路と公共用通路の出入口の位置、施設内の通路の位置、幅員、仕上げ材料及び仕上げ方法(当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあつては、それらを含む。)、エレベーターの位置、排水溝の位置、手すり及び誘導用床材の位置、屋根又はひさし、誘導案内板の位置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1167 209 1391">各階平面図</td> <td data-bbox="161 1391 209 2051">縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、円滑な移動が確保され</td> </tr> </tbody> </table>	図面の種類	明示すべき事項	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、円滑な移動が確保された経路、当該旅客施設及び円滑な移動が確保された経路と公共用通路の出入口の位置、施設内の通路の位置、幅員、仕上げ材料及び仕上げ方法(当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあつては、それらを含む。)、エレベーターの位置、排水溝の位置、手すり及び誘導用床材の位置、屋根又はひさし、誘導案内板の位置	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、円滑な移動が確保され
図面の種類	明示すべき事項								
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物								
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、円滑な移動が確保された経路、当該旅客施設及び円滑な移動が確保された経路と公共用通路の出入口の位置、施設内の通路の位置、幅員、仕上げ材料及び仕上げ方法(当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあつては、それらを含む。)、エレベーターの位置、排水溝の位置、手すり及び誘導用床材の位置、屋根又はひさし、誘導案内板の位置								
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、円滑な移動が確保され								

縦横断面 図	主要な階段	縮尺並びにけあげ、踏面及びげこみの構造及び寸法
	傾斜路	縮尺、高さ、長さ並びに踊場の踏幅及び構造
	プラットフォーム	縮尺、床面の構造及び寸法、転落防止さくの寸法、乗降場と電車との隙間及び段差の寸法
	エレベーター	縮尺並びにかご、昇降路及び乗降ロビーの構造（かご内に設けられる鏡、手すり、かごの停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。）
手すり	縮尺、外形、両端部及びびわん曲部の構造並びに傾斜路及び階段の両端部の構造	
視覚障害者用床材	縮尺、視覚障害者用床材及び周囲の床材の仕上げ材料、仕上げ方法、色及び形状	

た経路、当該旅客施設に設ける出入口の位置及び幅員、改札口の位置及び幅員、通路の位置、傾斜路の位置及び傾斜路に設けられる手すりの位置、階段の位置及び階段に設けられる手すりの位置、改札口及び案内所から改札口に至る誘導用床材の位置、乗車券等販売所（券売機）の位置、乗降場、乗降場の縁端の注意喚起用床材及び転落防止さくの位置、出入口に設けられる戸の開閉の方法、人又は標識により視覚障害者に当該旅客施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所の位置、誘導用床材及び音声により視覚障害者を誘導する装置の位置、エレベーターの位置、当該規則の整備基準を満たす便所及びそれ以外の便所の位置

様は銀一印（ネの二）を「添付してください」の次に「（整備範囲を明示すること。）」を加え、同様に（ネの二）に「名称」と「名称」を記入し、様式第一印を次のように記載しなさい。

様式第2号 (第8条関係)

特定まちづくり施設工事完了届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出者の住所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

福岡県福祉のまちづくり条例第18条の規定により、次のとおり工事が完了したので届け出ます。

施 設 の 名 称			
施 設 の 所 在 地			
(建 築 物 の 場 合) 建 築 物 の 主 要 用 途			
計 画 届 出 年 月 日	年 月 日	計 画 届 出 受 付 番 号	第 号
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日	工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
連 絡 先	所 在 地		
	事 務 所 の 名 称		
	氏 名	電 話 番 号	- -
* 受 付 欄	* 処 理 欄		
年 月 日	実地検査：	年 月 日	検査結果等
第 号			
係員印			
* 適 合 証 交 付 欄			
年 月 日			
第 号			
係員印			

- 備考 1 必要に応じて図書又は写真等を添付してください。
 2 連絡先は、代理者、設計者等がある場合に、その連絡先を記入してください。
 3 *印の欄には、記入しないでください。

様式第二号の次に次の様式を加える。

様式第2号の2 (その1) (建築物用) (第8条関係)

第 年 月 日 号

特定まちづくり施設完了検査結果通知書

建築主

様

福岡県知事

印

下記工事について、福岡県福祉のまちづくり条例第19条第1項の規定による検査の結果について、同条例施行規則第8条第3項の規定に基づき通知します。

名	称					
所	在	地				
主	要	用	途			
階	数					
工	事	種	別 新築・増築・改築・用途変更			
完	了	届	出	年 月 日		
			年 月 日	完了検査受付番号		
				第 号		
延	べ	面	積	届出部分	その他の部分	合計
				m ²	m ²	m ²
検	査	結	果	完了検査日 (. .)		

様式第2号の2 (その2) (建築物以外用) (第8条関係)

第 年 月 日 号

特定まちづくり施設検査結果通知書

設置者又は築造主

様

福岡県知事

印

下記工事について、福岡県福祉のまちづくり条例第19条第1項の規定による検査の結果について、同条例施行規則第8条第3項の規定に基づき通知します。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
施設 の 内 容 及 び 規 模 (住宅団地開発にあつては、 開発区域の面積及び住宅の建 設予定戸数を含む。)	
検 査 結 果	

様は第三号(ハ)中「第10条、第14条」を「第9条、第15条」に、「第22条第1項(第26条第2項)」を「第20条第1項(第27条第2項)」に改め、同様は(ハ)中「備考1中「添付してください」の次に「(整備範囲を明示すること。)」を加え、同様は(ハ)中「第10条、第14条」を「第9条、第15条」に、「第22条第1項(第26条第2項)」を「第20条第1項(第27条第2項)」に改め、同様は(ハ)中「備考1中「添付してください」の次に「(整備範囲を明示すること。)」を加え、同様は次の次の二様式を加える。

様式第3号の3 (建築物用) (第10条関係)

第 年 月 日 号

勸告書

建築主

様

福岡県知事

印

下記まちづくり施設について、福岡県福祉のまちづくり条例第22条の規定に基づき勸告します。
 なお、速やかに是正されない場合は、同条例第23条の規定に基づき、施設名等の公表手続きに入ります。

名	称			
所	在	地		
主	要	用	途	
階	数			
工	事	種	別 新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途変更 ・ 既存	
完	了	届	出	年 月 日
		年	月	日
		受	付	番 号
				第 号
延	べ	面	積	
			届出部分	その他の部分
		m ²	m ²	m ²
<p>勸告の内容</p>				

様式第四号を次のように改める。

様式第4号 (第11条関係)

(表)

第	号	<h2 style="margin: 0;">証 明 書</h2>			
		所 属			
		氏 名			
		生年月日	年	月	日生
<p>上記の者は、福岡県福祉のまちづくり条例第21条第1項又は第25条第1項に規定する立入調査又は質問をする職員であることを証明する。</p>					
<p>年 月 日</p>					
<p>福岡県知事</p>					<p>印</p>

(裏)

福岡県福祉のまちづくり条例 (抜粋)

(立入調査等)

第 21 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定まちづくり施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による立入調査等の結果、必要があると認めるときは、当該特定まちづくり施設の新築等をしようとする者又は所有者等に対し、整備基準に関し、必要な指導及び助言をすることができる。

(適合証の返還等)

第 25 条 知事は、県民から適合証交付まちづくり施設が整備基準に適合していないとの通報があった場合等において、必要と認めるときは、その職員に、適合証交付まちづくり施設に立ち入り、整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の場合においては、第21条第2項の規定を準用する。

3 知事は、第1項の規定による立入調査等の結果、適合証交付まちづくり施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該適合証交付まちづくり施設の所有者等に対し、必要な指導をし、又は適合証の返還を求めるものとする。

様式第五号を次のように改める。

様式第5号(その1)(建築物用)(第13条関係)

まちづくり施設適合証交付請求書

年 月 日

福岡県知事 殿

請求書の住所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

福岡県福祉のまちづくり条例第24条第1項第1号の規定により、適合証の交付を請求します。

名	称					
所	在	地				
主	要	用	途			
階	数	地上	階	地下		
延	べ	面	積	請求部分	その他の部分	合 計
				m ²	m ²	m ²
連 絡 先	所	在	地			
	事	務	所	の	名	称
	氏	名	電話番号		-	-
* 受		付	欄	* 処 理 欄		
年		月	日	実地検査：	年	月
第		号		検査結果等		
係員印						
* 適 合 証 交 付 欄						
年		月	日			
第		号				
係員印						

- 備考
- 1 建築物毎に請求してください。
 - 2 適合状況を確認するのに必要な図書、又は写真等を添付してください。
 - 3 連絡先は、代理者、設計者等がある場合に、その連絡先を記入してください。
 - 4 *印の欄には、記入しないでください。

様式第5号(その2)(建築物以外用)(第13条関係)
まちづくり施設適合証交付請求書

年 月 日

福岡県知事 殿

請求者の住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

福岡県福祉のまちづくり条例第24条第1項第1号の規定により、適合証の交付を請求します。

施 設 の 名 称			
施 設 の 所 在 地			
施 設 の 内 容 及 び 規 模 (住宅団地開発にあっては、 開発区域の面積及び住宅の建 設予定戸数を含む。)			
連 絡 先	所 在 地		
	事 務 所 の 名 称		
	氏 名	電 話 番 号	- -
* 受 付 欄		* 処 理 欄	* 適 合 証 交 付 欄
年 月 日	実地検査: 検査結果等	年 月 日	年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

- 備考 1 適合状況を確認するのに必要な図書を添付してください。
2 連絡先は、代理者、設計者等がいる場合に、その連絡先を記入してください。
3 *印の欄には、記入しないでください。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年九月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するまちづくり施設（現に新築等の工事中のものを含む。以下「既存施設」という。）に係る整備基準については、福岡県福祉のまちづくり条例（平成十年福岡県条例第四号。以下「条例」という。）第十六条の規定の適用に係る整備基準及び条例第二十四条第一号の規定による適合証の交付の請求の審査のための整備基準を除き、改正後の福岡県福祉のまちづくり条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 既存施設の条例第二十四条第一号の規定による適合証の交付の請求の審査のための整備基準については、施行日又は当該まちづくり施設の工事了了の日から六十日を経過するまでは、なお従前の例によることができる。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）